**作成例33**

　　　　　　　　 変更条項の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　　条　　　　　項 | 旧　　　　　条　　　　　項 |
|  （役員及び評議員の設置）第５条　この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事　　７人 (2) 監事　　２人２　　　（略）　（評議員会の職務等）第37条　（略）２　理事会は，次の各号に掲げる事項についての決定をするときは，あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。　(1) (2) 　（略） (3) (4) 校長の選任 (5) 学則の変更 (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会に おいて必要と認めるもの　　　附　則　（施行期日）１　この寄附行為は、岡山県知事の認可の日（○年○月 ○日）から施行する。 　又は ○年○月○日岡山県知事の認可のこの寄附行為は、 ○年○月○日から施行する。　（経過措置）２　……………… | 　（役員及び評議員の設置）第５条　この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事　　５人 (2) 監事　　２人２　　　（略）　（評議員会の職務等）第37条　（略）２　理事会は，次の各号に掲げる事項についての決定をするときは，あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。　(1) (2) 　（略） (3) (4) 学則の変更 (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会に おいて必要と認めるもの |

 　※　変更部分に下線を引くこと。